



五管区水路通報第10号

188項－208項

平成25年3月15日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第188項	本州南岸	潮岬東方	救難訓練
第189項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第190項	豊後水道南口至る	足摺岬東方	飛行艇離着水
第191項	本州南岸	田辺港南方	掘下げ作業
第192項	大阪湾	深日港北方	魚礁設置作業
第193項	大阪湾	淡輪港北方	ヨットレース
第194項	大阪湾	泉州港南東方	魚礁設置
第195項	阪神港	尼崎西宮芦屋区	灯台光達距離変更
第196項	阪神港	尼崎西宮芦屋区及び神戸区	飛行艇着水
第197項	阪神港	神戸区、第1区	曳航作業
第198項	阪神港	神戸区、第1区及び第4区	海上行事
第199項	阪神港	神戸区、第5区	潜水作業
第200項	淡路島	津名港	浮棧橋復旧工事
第201項	姫路港	東区、第1区	重量物荷役作業
第202項	赤穂港及び付近		水深減少
第203項	赤穂港		観測機器設置
第204項	淡路島	江井崎南方	消波ブロック据付工事
第205項	鳴門海峡		魚礁設置
第206項	鳴門海峡	撫養港北方	架空線撤去工事
第207項	紀伊水道	今切港	架橋築造工事
第208項			気象情報の提供一時休止
お知らせ	由良瀬戸(友ヶ島水道)におけるA I Sバーチャル		航路標識の実用化実験について

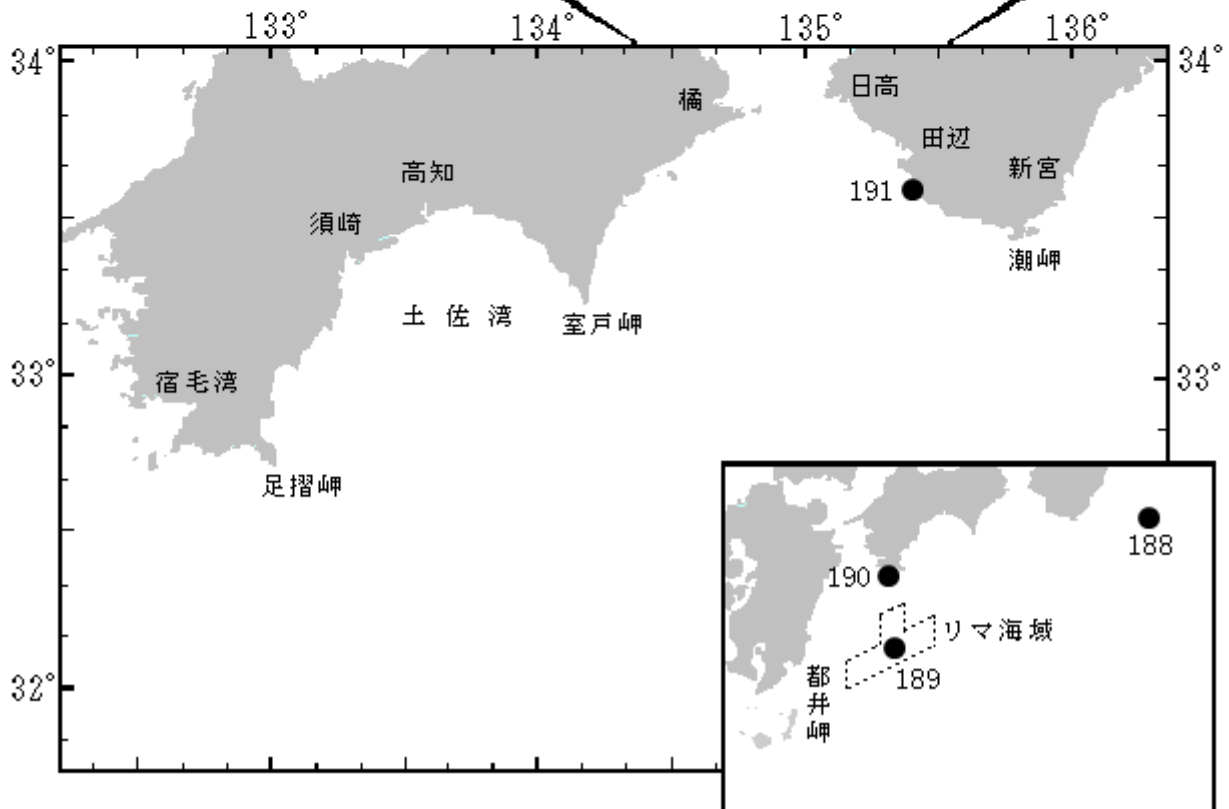
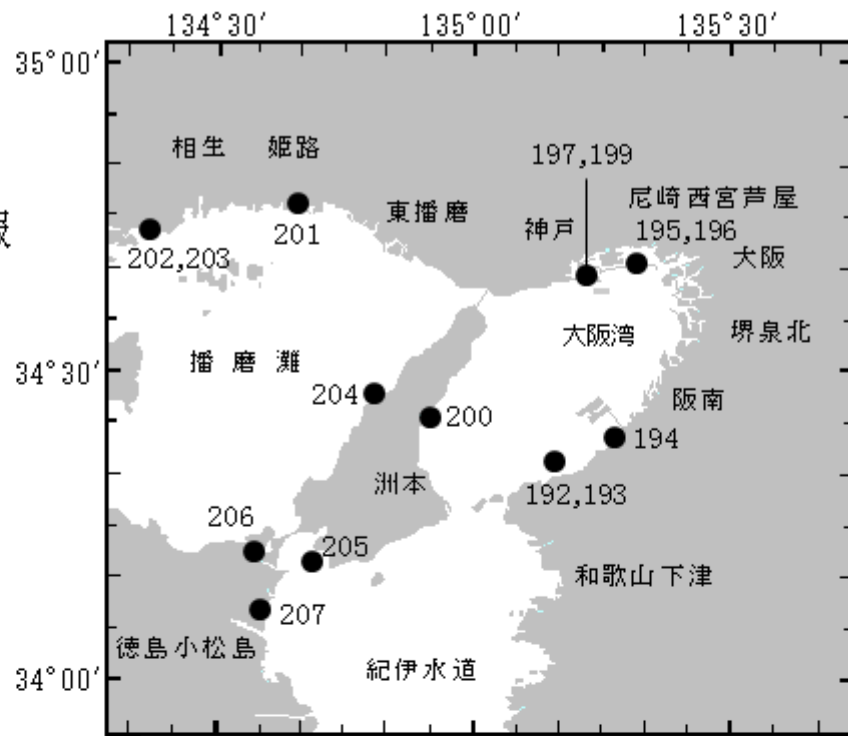
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第9号(平成25年3月8日発行)掲載分)

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

五管区水路通報

第10号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516)
FAX: 078-332-6307 (自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307.....最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

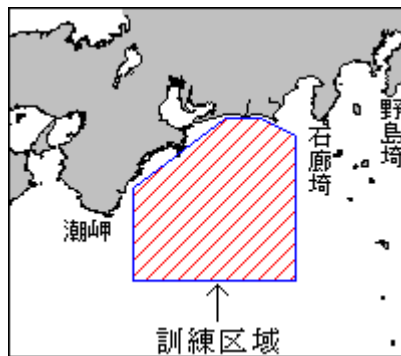
★25年188項 本州南岸 ー 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成25年4月1日～30日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～2100

区 域 下記6地点により囲まれる海域
 (1) 34-38-12N 137-29-49E
 (2) 34-38-12N 137-59-49E
 (3) 34-25-12N 138-29-49E
 (4) 32-40-13N 138-29-49E
 (5) 32-40-13N 136-09-50E
 (6) 33-47-12N 136-09-50E

備 考 キヤンドライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカーが使用される
 海 図 W61B
 出 所 航空自衛隊浜松救難隊



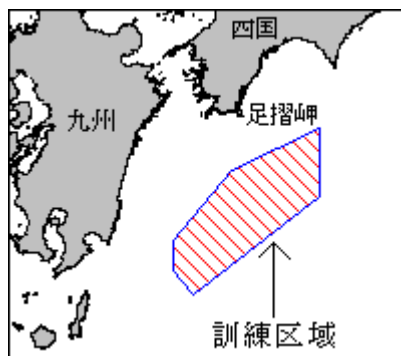
★25年189項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成25年4月1日～30日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～2100

区 域 下記6地点により囲まれる区域
 (1) 32-35-50N 134-00-00E
 (2) 31-52-55N 134-00-00E
 (3) 30-48-13N 132-22-51E
 (4) 31-04-13N 132-07-51E
 (5) 31-23-13N 132-07-51E
 (6) 32-09-13N 132-53-51E

備 考 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾及びフレアが使用される
 海 図 W157
 出 所 航空自衛隊新田原救難隊



★25年190項 豊後水道南口至る足摺岬東方 飛行艇離着水

水陸両用救難飛行艇の離着水が実施される。

期 間 平成25年4月1日～30日 日出～日没

区域1 32-51N 133-19Eを中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55Eを中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20Eを中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

区域4 下記4地点により囲まれる区域

(1) 32-44N 132-10E

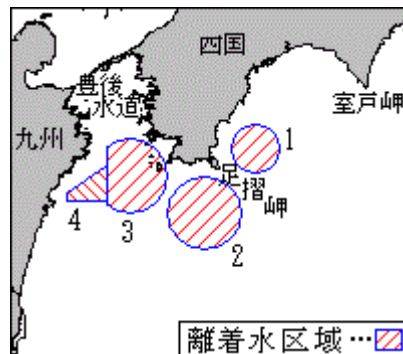
(2) 32-30N 132-10E

(3) 32-30N 131-50E

(4) 32-34N 131-50E

備考
海図
出所

訓練は天候等により上記 1～4 のいずれかの区域内で実施される
W157
海上自衛隊第31航空群



★25年191項 本州南岸 — 田辺港南方 掘下げ作業

朝来帰漁港において、潜水士による磁気探査作業及びグラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 平成25年3月20日～29日
区域 33-36.5N 135-23.5E 付近
備考 作業中は警戒船が配備される
海図 W77(JP共)
出所 五本部海洋情報部



★25年192項 大阪湾 — 深日港北方 魚礁設置作業

深日港北方において、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期間 平成25年3月19日～31日のうち1日間 日出～日没
区域 34-20-05N 135-08-25E 付近
備考 起重機船のアンカーの位置を示す浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される
海図 W1398
出所 関西空港海上保安航空基地



★25年193項 大阪湾 — 淡輪港北方 ヨットレース

淡輪港北方において、クルーザーヨット(10隻)によるヨットレースが実施される。

期 間 平成25年3月17日 0930~1600

区 域 34-21.7N 135-10.5Eを中心とする半径1800mの円内海域

備 考 上記区域内にコースを示す黄色円筒形浮標が2基設置される

レース中は警戒船が配備される

海 図 W1143-W150A(JP共)

出 所 関西空港海上保安航空基地



★25年194項 大阪湾 — 泉州港南東方 魚礁設置

泉州港南東方において、魚礁が設置された。

区 域 34-24-12.7N 135-17-12.6E

備 考 鋼製及びコンクリート魚礁 (海底からの魚礁の高さは1.2m)

海 図 W1103(JP共)

出 所 五本部海洋情報部



★25年195項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区 灯台光達距離変更

五管区水路通報25年8号151項削除

西宮防波堤西灯台(灯台表第1巻3631.1)(34-40.7N 135-18.8E)の光達距離が変更された。

光達距離 新) 7.5海里

旧) 8.5海里

海 図 W1107(JP共)-W1103(JP共)-150A(JP共)-W106(JP共)

出 所 神戸海上保安部



★25年196項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区及び神戸区 飛行艇着水

六甲アイランド東方において、水陸両用救難飛行艇(長さ約33m、幅約33m)の着水が実施される。

期 間 平成25年3月25日(予備日26日～29日)0900～日没

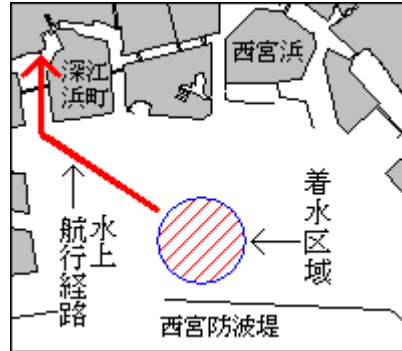
区 域 34-41-12N 135-19-14Eを中心とする半径750mの円内海域

備 考 着水海域には警戒船が配備される

飛行艇は、着水後に上記区域と新明和工業(34-43.0N 135-17.4E概位)との間を航行する(東神戸航路経由)

海 図 W1107(JP共)～W101A(JP共)

出 所 阪神港長



★25年197項 阪神港 — 神戸区、第1区 曳航作業

川崎重工業前面において、起重機船を曳航しての重量物吊運搬作業が実施される。

期 間 平成25年4月1日 0700～2200

区 域 下記2地点間

(1) 34-40-30N 135-11-14E

(2) 34-40-21N 135-11-22E

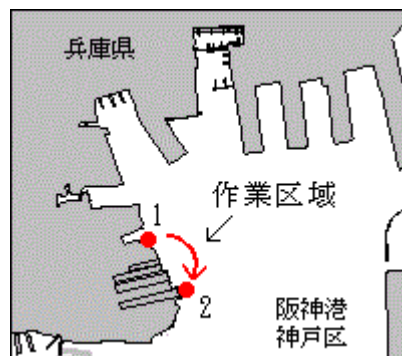
備 考 曳航長は約110m

重量物荷役中は、起重機船のアンカーワイヤーの海面下7m又は8mの位置を示す浮標が設置される

作業中は警戒船が配備される

海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)

出 所 阪神港長



★25年198項 阪神港 — 神戸区、第1区及び第4区 海上行事

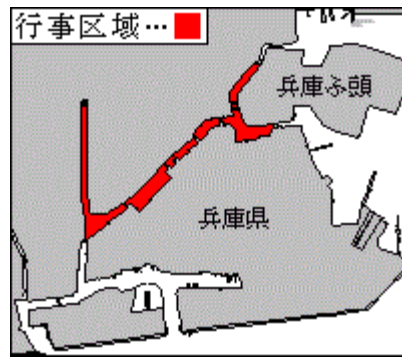
兵庫運河及び付近において、一人乗り用ボートの競技会及び体験乗船が実施される。

期 間 平成25年3月24日(予備日31日)0800～1600

区 域 34-39.5N 135-10.0E 付近

海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)

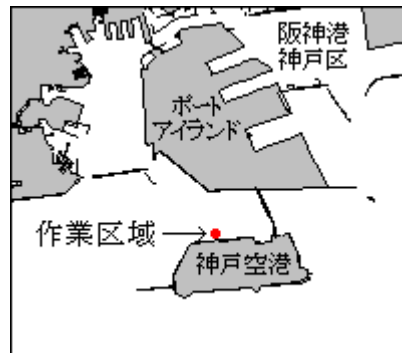
出 所 阪神港長



★25年199項 阪神港 — 神戸区、第5区 潜水作業

神戸空港北側護岸前面において、潜水士による海中生物調査が実施される。

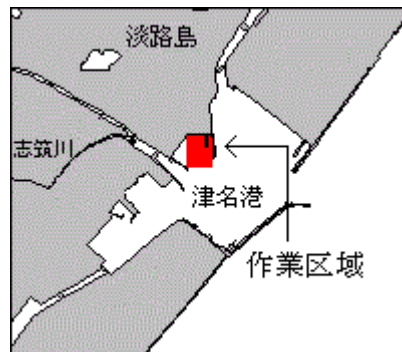
期 間 平成25年3月25日（予備日26日～4月12日）日出～日没
 区 域 34-38-27N 135-13-13E 付近
 備 考 作業中は警戒船が配備される
 海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
 出 所 阪神港長



★25年200項 淡路島 — 津名港 浮棧橋復旧工事

志筑川河口付近において、潜水士・クレーン付台船による浮棧橋のアンカーブロック復旧工事が実施される。

期 間 平成24年4月1日～30日（予備日を含む）日出～日没
 区 域 34-26.1N 134-54.6E 付近
 備 考 作業船のアンカーの位置を示す黄色球形浮標が設置される
 作業中は警戒船が配備される
 海 図 W69
 出 所 神戸海上保安部

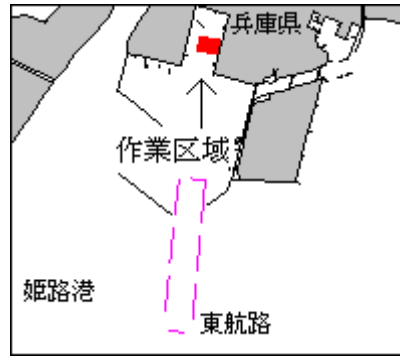


★25年201項 姫路港 — 東区、第1区 重量物荷役作業

関西電力姫路第2発電所前面海域において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期 間 平成25年3月18日、25日、27日（予備日19日、26日、28日）日出～日没
 区 域 34-46.4N 134-41.2E 付近
 備 考 起重機船のアンカー位置を示す橙色浮標が設置される
 作業中は警戒船が配備される

海 図 W134A
出 所 姫路港長



★25年202項 赤穂港及び付近 水深減少

御崎南西方において、水深が海図記載より約1m減少している。

区 域 下記3地点により囲まれる区域
(1) 34-43.5N 134-24.6E
(2) 34-43.0N 134-24.5E
(3) 34-43.2N 134-23.4E

海 図 W1113
出 所 五本部海洋情報部

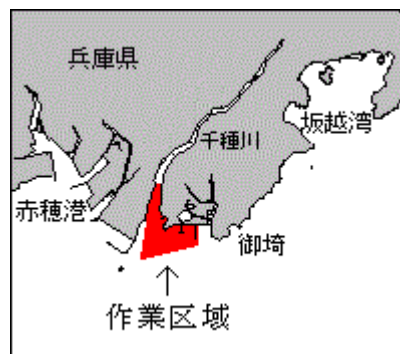


★25年203項 赤穂港 観測機器設置

御崎西方において、海象観測機器(海底設置型)及び明示用の標識灯が複数設置される。

期 間 平成25年3月27日～9月30日(予備日10月1日～31日)
区 域 34-43.6N 134-23.7E 付近
備 考 観測機器の設置・撤去作業は潜水士により実施される
期間中、月に一度潜水士による観測・点検作業が実施される
潜水作業中は警戒船が配備される

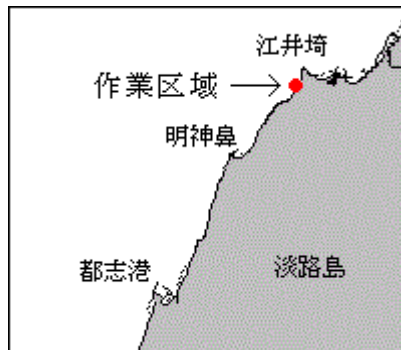
海 図 W1113
出 所 姫路海上保安部



★25年204項 淡路島 — 江井埼南方 消波ブロック据付工事

江井埼南方において、クレーン付台船による消波ブロック据付工事が実施される。

期 間 平成25年3月20日～31日（予備日を含む）
区 域 34-27.9N 134-49.0E 付近
備 考 作業船のアンカーの位置を示す黄色球形浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される
海 図 W131（JP共）-W150B
出 所 五本部海洋情報部



★25年205項 鳴門海峡 魚礁設置

潮崎北西方において、魚礁が設置された。

位 置 34-12-01.8N 134-41-47.0E
備 考 鋼製及びコンクリート魚礁（海底からの魚礁の高さは最大4.5m）
海 図 W112（JP共）-W150C（JP共）-W106（JP共）
出 所 五本部海洋情報部



★25年206項 鳴門海峡 — 撫養港北方 架空線撤去工事

瀬戸漁港において、架空線撤去工事が実施される。

期 間 平成25年3月21日～22日 0800～1700
区 域 34-13-37N 134-35-21E 付近
備 考 作業中は警戒船が配備される
海 図 W112（JP共）
出 所 徳島海上保安部



★25年207項 紀伊水道 ー 今切港 架橋築造工事

五管区水路通報25年2号40項削除

加賀須野橋付近において、架橋築造工事が実施されている。

期 間 平成25年7月31日まで 日出～日没

区 域 34-07-49N 134-34-38E 付近

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W1214

出 所 徳島海上保安部



★25年208項 気象情報の提供一時休止

施設改修工事に伴い、海上保安庁が提供するディファレンシャルGPS(メッセージタイプ16)による気象情報の提供が一時休止される。

期 間 平成25年3月16日1000～1700、18日1000～1400、27日の日中数時間の休止が1回

出 所 五本部交通部

由良瀬戸（友ヶ島水道）におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験について

第五管区海上保安本部は、由良瀬戸（友ヶ島水道）における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル（仮想）航路標識の実用化実験を行います。AISバーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく由良瀬戸における経路の指定となる基点の位置に表示されます。

1 表示期間

平成25年3月19日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）

2 表示位置

Dn（D線北端）：
北緯 34-17-52.5
東経 134-58-48.0
友ヶ島灯台から315度、2,660m
Ds（D線南端）：
北緯 34-16-02.9
東経 134-58-48.0
Dnから180度、3,380m




3 実施方法

① 信号の発信

大阪湾海上交通センター及び紀伊日ノ御埼灯台の各AIS陸上局から航路標識通報（メッセージ21）を送信します。

② バーチャル航路標識の表示

信号を受信した船舶側のAIS表示器、またはAIS信号が表示可能なレーダー画面上に、バーチャル航路標識のシンボル（)が表示されます。

由良瀬戸（友ヶ島水道）付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

- ① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、
 - ・D線の西側の海域を航行すること
 - ・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
- ③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、
 - ・D線の東側の海域を航行すること
 - ・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること

4 留意事項

- バーチャル航路標識の表示シンボルは、船舶搭載のAIS装置の機種によって異なる場合があります。
- 初期型のAIS装置においては、シンボルが表示されない場合があります。

5 インターネットによる情報（詳細は、下記のホームページに掲載しています。）

- 沿岸域情報提供システム <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/>
- 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/>

6 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課

078-331-2710（直通）
（平日09:00~17:00）